

定 款

株式会社東京一番フーズ

株式会社東京一番フーズ 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社東京一番フーズと称し、英文では TOKYO ICHIBAN FOODS CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店業
2. 水産物の販売
3. 不動産の賃貸、仲介、管理、売買
4. フランチャイズ事業
5. 派遣業
6. コンサルティング業務
7. 保険代理店業
8. 酒類の輸出入、卸売、小売および通信販売
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(単元株式数)

第5条の2 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第6条 当会社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 定時株主総会は毎事業年度の最終日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第12条の2 当社は、株主総会招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役なら

びに監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長および専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議により免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第29条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会の決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、監査役の過半数が出席し、出席した監査役の過半数をもって行う。

(監査役の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議により免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の員数)

第41条 当社の会計監査人は2名以内とする。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得てこれを定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(期末配当金)

第46条 当社は株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し金銭による剰余金の配当（以

下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以上は当会社の定款に相違ありません。

令和8年2月20日

東京都豊島区北大塚二丁目6番10号

株式会社東京一番フーズ

代表取締役 坂本大地